

ソルベンシーの観点から見た 責任準備金の評価と規制について

日本生命 嶋田 以和貴

概要

規制緩和が叫ばれる中、生命保険においても今後は保険料率の自由化が進むことが予想される。

本稿では、ミクロ経済学にいう価格理論を利用して、生命保険会社に対する規制がない場合、保険料を規制した場合、責任準備金を規制した場合の3つの規制水準を比較した。

この結果、健全性を確保しつつ契約者利益を増大させるには、責任準備金規制が最も適していると結論づけられる。

目次

- 1 はじめに
- 2 生命保険会社の利潤と破綻
 - 2.1 生命保険会社の破綻
 - 2.2 生命保険会社の利潤と需要
- 3 さまざまな規制水準における利潤と健全性
 - 3.1 計算の前提
 - 3.2 規制のない場合—無秩序な競争
 - 3.3 保険料の規制—無競争
 - 3.4 責任準備金積立の規制
- 4 まとめ
- 5 おわりに

1 はじめに

金融制度改革の中、生命保険業界においても規制緩和・自由化の流れが加速している。今後保険料率の設定の自由度が増せば、保険会社はより「収益性」を意識した料率設定を行うようになるだろう。

それでは、生命保険に対する規制はまったくないほうが消費者(契約者)の利益となるのだろうか。経済学においては「神の見えざる手」の表現が示すように価格競争のメカニズムによって自由競争が社会的厚生を増大させるとしている。しかし、生命保険においては、利益の発生が契約時点よりも後になるため、価格の設定が将来の評価に依存している。このため、将来の評価を甘くすることで無理な保険料設定や過度の配当競争といった弊害を招き、経営破綻という形で結果的に契約者の利益を損なうおそれがある。

本稿ではこの自由競争と規制とのバランスについて、モデル会社を通して評価を行い、契約者利益に資する規制水準について考察していくこととする。

2 生命保険会社の利潤と破綻

生命保険会社の収益追求と経営破綻の可能性とのバランスを考察するのであるから、まずは生命保険の収益と生命保険会社の破綻について明確にしておかなければならぬ。

2.1 生命保険会社の破綻

ある会社が経営破綻したかどうかの判断基準としては、資金繰りの悪化や債務超過といったことが挙げられる。しかし、生命保険会社は保険料という形で恒常的なキャッシュインがあるために、一般の企業のように資金ショートにより破綻することは考えにくい。また、債務超過かどうかの判定も、責任準備金という最大の負債の評価に大きく依存している。

このように生命保険会社の経営破綻の判定は困難を伴うが、本稿ではあえて責任準備金による債務超過の判定を行うこととする。すなわち、契約時からの累積赤字が自己資本の額を超えた時に破綻と認定することにする。

2.2 生命保険会社の利潤と需要

2.2.1 利潤最大化の概要

一般に価格が低いほど需要が増大し、価格が高いほど需要は減少する。つまり、需要 $X(P)$ は価格 P に関して単調減少になるものと考えられる。

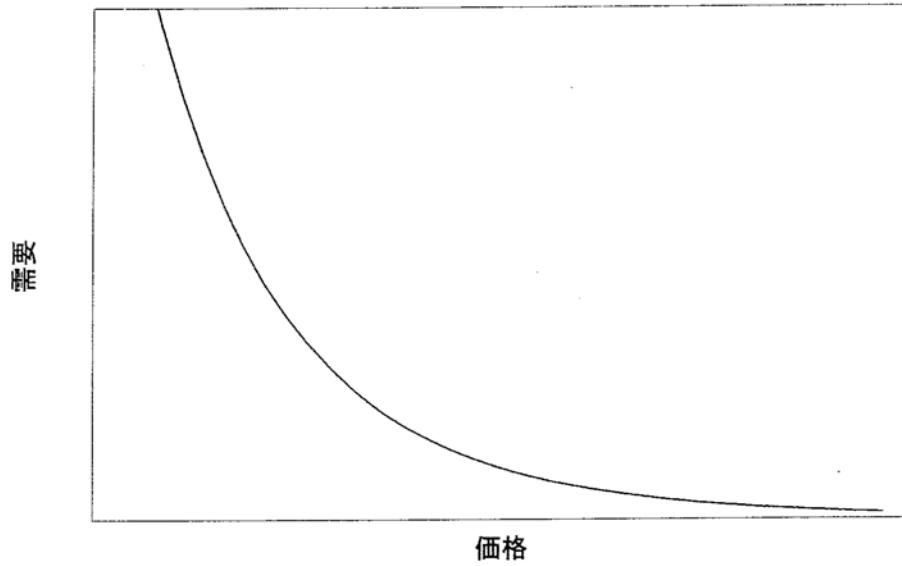


図 1: 需要関数

また、需要 $X(P)$ に対して利潤 π は以下の式で表される。

$$\pi(P) = X(P) \cdot (P - C_V) - C_F \quad (1)$$

ここに、 C_V は X に比例的にかかる可変費用 (variable cost)、 C_F は X の多寡に関係なくかかる固定費用 (fixed cost) である。

一般に式 (1) は上に凸のグラフを描くため、両辺を P で微分し左辺を 0 とおくことで、利潤を最大にするような価格 P が定まる。

2.2.2 生命保険の収益性指標

生命保険の収益性の評価にはさまざまなものがある。以下に、一般に用いられる収益性測定基準を挙げる。

ROI(Return on Investment) 将来の収支の現価を 0 にする割引率。IRR (Internal Rate of Return) ともいう。

一般に生命保険は契約初年度に多額の経費がかかるため、初年度の収支はマイナスになることが多い。このとき、マイナス分を自己資本 (会社勘定) から出資を受けたものと考えて、会社勘定から見たときにこの保険販売という名の投資の収益性を表す率である。

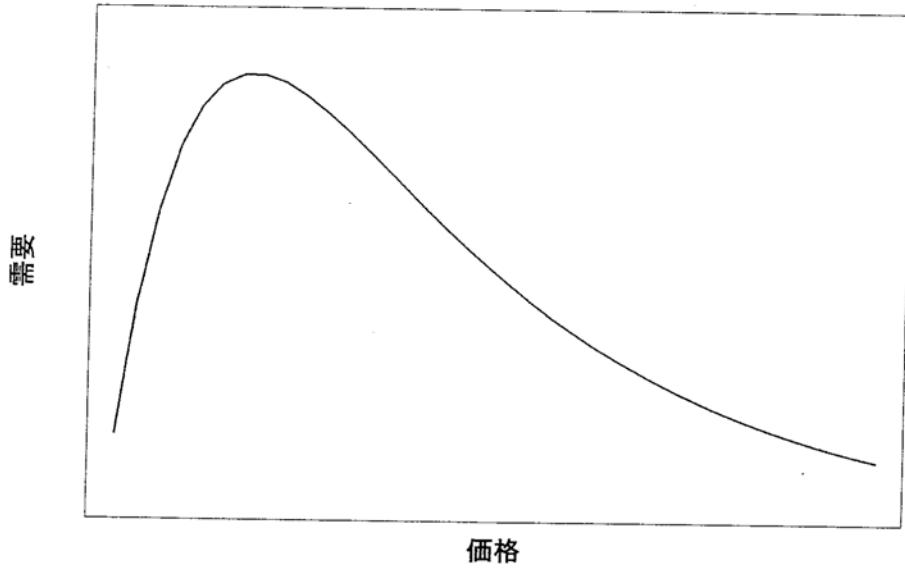


図 2: 収益関数

プロフィットマージン 将来の保険料収入の現価に対する将来利益の現価の割合。

損益分岐年度 累積収支がマイナスからプラスに転じ、それ以降もプラスとなる最初の年。

これらを式で表しておこう。経過 t 年目の単年度収支を PL_t としたとき、

$$\begin{aligned}
 r &= \sum_{t=1}^n \frac{PL_t}{(1+i^*)^t} \\
 &= \sum_{t=1}^n \frac{\ell_{x+t-1}}{(1+i^*)^t} P - \sum_{t=1}^n \frac{E_t}{(1+i^*)^t} \\
 &= G_L \cdot P - G_C
 \end{aligned}
 \quad (G_L \text{ は人數現価、 } G_C \text{ は支出現価}) \quad (2)$$

という r を定義する。このとき、

- ROI は $r = 0$ を満たす i^*
- プロフィットマージンは $r/(G_L \cdot P)$
- 損益分岐年度は $\sum_{t=1}^{k-1} PL_t < 0$ かつ $\sum_{t=1}^j PL_t > 0$ ($j = k, k+1, \dots$) を満たす k

となる。つまり、さまざまな収益性指標は式(2)をどのような切り口で測るか、という違いしかないのである。

ROIは上記のように将来収支現価 r を固定して割引率*i**を計算する方法だが、逆に割引率*i**を固定して将来収支現価 r を算出するということが考えられる。これは潜在価値会計や価値基準会計の考え方の原理であり、このとき割引率*i**はハードル・レートと呼ばれる。

ハードル・レートは、将来利益の実現の不確実性を考慮して、しばしば高めに(すなわち、より遠い将来の利益を小さく見積もるように)設定される。特に、運用利率よりも高く設定されるべきである。なぜなら、生命保険は契約初年度のキャッシュフローは一般的にマイナスとなり、実質的に自己資本から借り入れを行っていることとなる。そのとき、資金を貸す側である自己資本にとってみれば、通常の資金運用よりも高い収益が得られなければ保険に資本を投下しようというインセンティブが働かないからである。

2.2.3 生命保険への価格理論の適用

さて、生命保険には上に挙げたような収益性指標があるのだから、これを価格理論に織り込むことを考えよう。

ROIやプロフィット・マージンのような「率」を基準にすると収益曲線が定まらないので、ここでは「将来収支のハードル・レートによる割引現価」 r を契約1単位あたりの「利潤」とする*。すなわち、利潤 π を

$$\begin{aligned}\pi(P) &= X \cdot r \\ &= X(P) \cdot (G_L \cdot P - G_{C_V}) - G_{C_F}\end{aligned}\tag{3}$$

によって定義するわけである(G_{C_V} は G_C のうち可変費用の現価、 G_{C_F} は固定費用の現価)。

3 さまざまな規制水準における利潤と健全性

本稿では、終身保険のみを販売する会社を2社想定し、A社とB社とする。

以下、A社よりもB社のほうが高コスト体質である(従ってA社のほうがB社よりも保険料率を低くできる)ものとし、A社の設定した保険料率に対してB社がどのような保険料率設定を行えるか、を検討する。

*利潤という単語は保険には馴染まないが、「収益」という表現は单年度収支と紛らわしいので、他の概念と区別するためにあえてこの単語を使うことにする。

3.1 計算の前提

3.1.1 商品に関する仮定

販売する商品は40歳男性年払・終身払込の終身保険とし、基礎率は表1のとおりとする。

	責任準備金計算基礎率	実際発生率	
		A社	B社
死亡率	生保標準生命表 1996	死亡指數 1年目 2年目 3年目 4年目 5年目～	0.5 0.6 0.7 0.8 0.9
利率	5 %		6 %
解約率	—	年始残存契約に対し 1年目 2～9年目 10年目～	10 % 5 % 1 %
事業費率	—	初年度のみ 保険金対千 18 円	初年度のみ 保険金対千 64 円

表1: 計算の前提

A社とB社の間で危険選択や資産運用の巧拙により経営効率に差が生じることも考えられるが、ここでは簡単のため保険金比例の事業費率のみが異なるものとした。

A社の責任準備金は純保険料式とする。

解約返戻金は表1の予定基礎率による純保険料式責任準備金から解約控除を引いた額とし、

$$\text{解約控除} = 0.015 \times (10 - \text{経過年数}) / 10$$

とする。

営業保険料率については需要曲線によって異なるため後述するが、A社は13.54円(保険金対千)の料率で年間1,000億円の新契約の需要があるものとする。

3.1.2 収支に関する前提

収入および支出項目として次のものを考える。

年始に発生…保険料収入

年末に発生…資産運用収益・死亡保険金・解約返戻金
・責任準備金積立・事業費

ここで、保険料収入、死亡・解約による支払・責任準備金積立については保有契約に対し比例的に発生するが、事業費については、表1にある比例要素のほかに、固定費として毎年3.6億円がかかるものとする。

すなわち、毎年の剩余は以下のような式となる。

$$\begin{aligned} \text{剩余} &= \text{保険料収入} + \text{資産運用収益} \\ &\quad - \text{事業費} - (\text{死亡保険金} + \text{解約返戻金}) - \text{責任準備金積立} \end{aligned}$$

この剩余は、すべて年末に配当金として社外流出するものとする。ただし、初年度の赤字を解消するまでは(つまり累積で黒字になるまでは)配当は行わない。

また、A社・B社とも60億円の自己資本を持つものとし、初年度のキャッシュアウトはこの自己資本から賄うこととする。これにより自己資本はいったん減少するが、次年度以降の剩余によって埋め合わせされることとなる。

3.1.3 需要と利潤に関する仮定

価格理論を適用するためには需要関数と契約1単位あたりの利潤を設定する必要がある。

需要関数 $X(P)$ は、[1] で終身保険の価格弾力性を -6.059313 と計算しているのに従い、

$$X(P) = P^{-6} \tag{4}$$

とする。

契約1単位あたりの利潤は表1による单年度収支に対し、ハードル・レートを10%とおく。

A社、B社とも同一の需要曲線に直面しているとして、以上のような仮定を置いた上で利潤を最大化する保険料率を求めると、表2のようになる。

3.2 規制のない場合—無秩序な競争

生命保険業に規制(特に責任準備金についての規制)がまったくない場合を考える。このとき、A社が利潤を最大化できる料率、すなわち13.54円に設定したとして、B社はどのような料率に設定するのがよいだろうか。

	A社	B社
利潤最大化 P	13.54 円	21.52 円
新契約 S	1000.0 億円	57.2 億円

表 2: 利潤を最大化する保険料率(保険金対千)と、その保険料率の下での新契約需要

B 社は A 社と同じ保険料率に設定せざるを得ない。A 社よりも高くした場合、契約者にとってより費用の大きい(従って効用の低い)B 社の保険に加入する理由がないからである。しかし、A 社と同じ料率では利潤がマイナスになってしまう。

ここで、責任準備金積立水準を引き下げるることを考えてみる。すると、表 3 のおり、責任準備金の積立水準を下げれば下げるほど利潤が増加する。そして、責任準備金を積み立てさえしなければ利潤がプラスとして出てくるのである。

利潤がプラスである以上、それは「売れば儲かる(はず)」ということを意味しているのだから、B 社は「責任準備金を積み立てない」という前提の下で商品を販売することが「合理的な判断」、ということになる。

責任準備金の積立方式	B 社の利潤
純保険料式	-55.636
5 年チルメル式(チルメル割合 = 対千 20 円)	-52.681
10 年チルメル式(チルメル割合 = 対千 20 円)	-50.057
20 年チルメル式(チルメル割合 = 対千 20 円)	-46.388
全期チルメル式(チルメル割合 = 対千 20 円)	-43.090
全期チルメル式(チルメル割合 = 対千 40 円)	-33.597
全期チルメル式(チルメル割合 = 対千 80 円)	-22.455
V なし	9.381

表 3: 責任準備金の積立水準と B 社の利潤

もちろん、責任準備金を積み立てないことによって現実に儲けが出るようなことはありえない。責任準備金を積み立てなければ、いつかは保険金支払が保険料収入を上回って、やがて破綻する。

このような奇妙なことが起こるのは、利潤の定義による。ハードル・レートの存在によって経過の浅い部分での剩余が過大評価されるため、責任準備金積立という費用を契約後期に繰り延べると、利潤が増加したように見えるのである。

3.3 保険料の規制—無競争

次に、監督官庁によってどの会社も同一の保険料率を用いるよう規制されている場合を考える。

規制の目的はまず「保険会社を破綻させないこと」であり、その上でできる限り「社会全体の効用を増大させる」ことだと考えられる。従って保険料はコストを平準化したものに安全割増を上乗せした水準に設定されるだろう。つまり、B社のほうがコストが高いので、保険料率はむしろB社のほうに合わせて作られるものと思われる[†]。

ここでは簡単のため、規制された料率がB社の利潤最大化料率と同じ、すなわち21.52円とする。

	A社	B社
保険料率	21.52円	21.52円
責任準備金積立方式	純保険料式	純保険料式

表4: 保険料が規制されているときの保険料と責任準備金水準

このとき、B社にとっては利潤が最大化されているが、A社にとっての利潤はどうになっているのだろうか。当然ではあるが、利潤最大化 P よりも高い保険料率を強制されるので、全体の利潤が減少してしまう。

保険料率(対千)	新契約高(億円)	利潤(億円)
13.54円(利潤最大化 P)	1000.00	17.905
21.52円(規制された P)	62.04	4.549

表5: A社の利潤

契約者にとっても、より低い価格で同じ保障を受けるという機会を失っている。さらに、現在契約者となっていない者(より安い保険料ならば加入したであろう者)も保険を購入する機会を失っているという意味で損失である。つまり、保険料を規制すると、消費者側も保険会社側も逸失利益があるため、社会全体の利潤を増大させることには失敗しているといえる。

図3,4について少し説明しておこう。網かけ部分のうち「保険会社の効用」の部分については、式(3)を図式化したものである。APBXが収入保険料を表し、そのうちABXは需要に比例する費用であるため、保険会社にとっての効用(利潤)は図のAPBであらわされる。

[†]現実には実質コストは事業費率や運用利回りなどから間接的にしか知ることができない。さらに商品ごとの実質コストの算出となると、その困難はより大きい。従って、「算出された実質コストが適当でない」という可能性を考慮して、安全割増は比較的大きく設定されるのではないかと思われる。

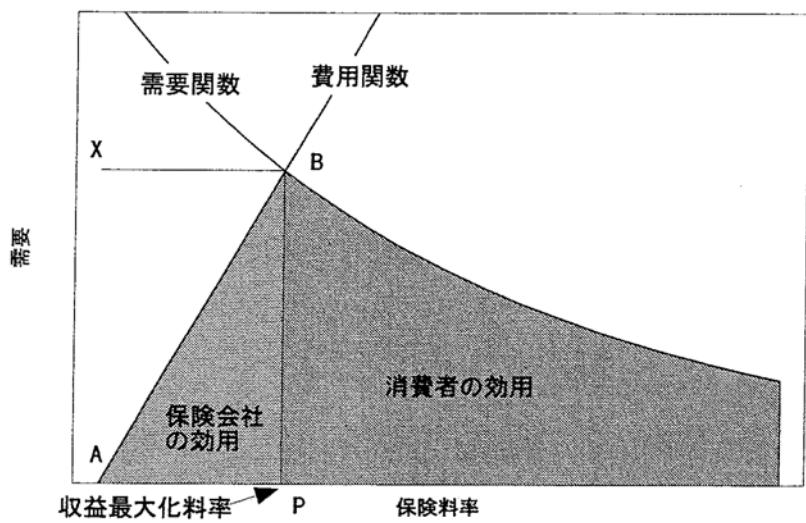


図 3: 利潤最大化 P の下での社会全体の利潤

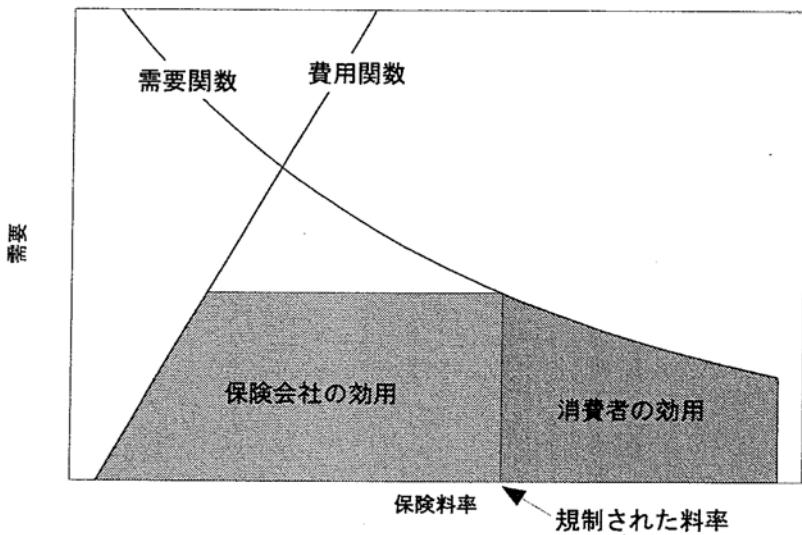


図 4: 規制された P の下での社会的全体の利潤

一方の「消費者の効用」であるが、例えば、保険料率が P のときに X' の需要があったとする。この X' の消費者は P から $P - \Delta P$ に保険料率が下がっても、もちろん加入するだろう。これらの消費者にとっては、保険に加入するという効用のほかに、必要な効用を ΔP だけ安い価格で受けられるという効用が生じる。保険料率を P_0 にしたとき、この消費者の効用の総和は $\int_{P>P_0} X dP$ 、すなわち図の「消費者の効用」という網かけ部分で表される。

3.4 責任準備金積立の規制

最後に、責任準備金の積立水準を規制することを考える。いわば、保険料のうちの純保険料だけが規制の対象となっている状態である。

表1の予定基礎率による純保険料式責任準備金の積立を行うよう規制されたとき、利潤がマイナスとなってしまうため、このままの事業費率ではB社はA社と同じ保険料率に設定できない(設定しても、販売することが経済的に合理性を欠く)。また、A社よりも高い保険料にしても、何らかの差別化を図らないかぎりはA社と競争するのは不可能だろう。

結局、B社はまじめにコスト削減に取り組むしか方法は残されていない。事業費を抑制したときの利潤の改善効果については表6に示している。

すなわち、保険会社の健全性を確保しつつ価格競争の自由度を高めるということが責任準備金規制を行うことではじめて可能になるわけである。

事業費率 (保険金対千)	利潤最大化 P (保険金対千)	新契約需要 (億円)	総利潤(億円)
64円	21.52円	62.04	1.844
50円	19.13円	125.73	3.329
40円	17.41円	221.27	5.322
30円	15.63円	422.63	8.926
20円	13.94円	839.72	15.838

表6: 事業費率と需要、利潤の関係

しかし、それでもB社は事業費率を改善させないまま保険の販売を行う可能性がある。そのときにはB社の破綻は不可避だが、それでもなお責任準備金規制は有効である。表7に見るとおり、積立水準の高い責任準備金規制は、通常のキャッシュフローに加えて責任準備金積立という費用負担を強制するため、破綻までの期間を短縮するアーリー・ウォーニングの機能を持っているからである。

B/Sの観点から、このように表現することもできる。責任準備金の積立水準は資産の水準にはまったく影響を与えないで、「資本 = 資産 - 負債」という式を考えると、負債を大きく評価するほうが債務超過(=破綻)を早期に判定できる。

責任準備金積立方式	破綻までの期間
純保険料式	8年
5年チルメル式(チルメル割合 = 対千 20 円)	8年
10年チルメル式(チルメル割合 = 対千 20 円)	10年
20年チルメル式(チルメル割合 = 対千 20 円)	17年
全期チルメル式(チルメル割合 = 対千 20 円)	37年
全期チルメル式(チルメル割合 = 対千 40 円)	41年
全期チルメル式(チルメル割合 = 対千 80 円)	36年
Vなし	52年

表 7: B 社が破綻するまでの期間

4 まとめ

- 生命保険が生み出す利潤は、将来収支の評価の仕方に依存している。
- このため、評価の方法によっては、責任準備金の水準を引き下げて費用の発生を後倒しにした方が、利潤が増加するよう見えることがある。
- 特に ROI など収益性指標として用いられるものの多くは、責任準備金の積立水準が低いほど数値が改善する。
- すなわち、健全性は収益性とは別な尺度によって確保されなければならない。生命保険から規制をまったくなくしてすべてを市場原理に委ねることは、健全性確保の視点をなくすという意味で契約者の利益に貢献しない可能性がある。
- したがって、健全性確保のための何らかの規制が必要である。
- 保険料の規制は、規制としては強すぎる。不必要に高い保険料設定がなされるおそれがあり、結果として保険会社・契約者双方を合わせた社会的厚生は大きくならない。
- 責任準備金規制は、次の 2 つの点ですぐれている。
 - 健全性の確保を図りつつ、需給バランスに応じた価格設定ができ、社会的厚生を増大させることができる。
 - 不当に安い(したがって破綻が不可避な)保険料率設定を行った会社の経営破綻を、より早期に知ることができる。

5 おわりに

「健全性を確保しつつ自由化・競争を進める」というのが標準責任準備金制度導入のそもそももの意義だが、価格理論の上からも責任準備金規制の必要性が検証できたと言える。

なお、本稿の仮定は死差益・利差益を費差損で食いつぶすという、まったく現実味のない仮定であるが、価格設定の時点からミスプライシングであるような商品を販売してしまうという経営リスクの部分に議論を集中させるため、このような仮定となってしまった。運用環境の悪化などの要因を加味すれば、より現実的な仮定となつたかもしれない。

今後、このような議論をより現実的なものとするためには、責任準備金規制の具体的な水準の設定が考えられる。「破綻させない」、あるいは「破綻を早く知る」という観点からは、責任準備金の積立水準は高ければ高いほどよい。しかし、初年度から多額の責任準備金積立を行うのは生命保険会社にとって負担が大きい。保険会社の負担と健全性のバランスを考慮した積立水準について考える必要がある。

また、ペイオフや契約者保護基金、ソルベンシー・マージン比率と早期是正措置など、生命保険会社の破綻に伴う要素は数多い。これらの要素についても考察を深めていきたい。

参考文献

- [1] 坂井秀樹 「個人保険へのマクロ・プライシング手法導入に関する一考察」
(アクチュアリー会会報第49号第2分冊)
- [2] 岩田規久男 「ゼミナールミクロ経済学入門」
(日本経済新聞社)
- [3] 西村和雄 「ミクロ経済学」
(東洋経済新報社)
- [4] 小林周一 「収益性モデルとわが国商品への応用」
(アクチュアリー会会報第47号第1分冊)
- [5] 鎌野創一郎 「契約者の貢献度について」
(アクチュアリー会会報第47号第1分冊)
- [6] 清水博 「生命保険経営とROE戦略」
(東洋経済新報社)

(日本生命 主計部)

A社の収支(利潤最大化料率)

経過	年齢	P収入	死亡支払	解約支払	変動費	固定費	投資収益	料率	利潤
								13.54	17.905
0	40	13.540	-0.780	0.000	-18.000	-3.600	4.412	-8.552	-12.980
1	41	12.175	-0.923	-0.331	0.000	-3.600	4.065	-7.973	3.414
2	42	11.554	-1.123	-0.813	0.000	-3.600	4.711	-7.409	3.319
3	43	10.961	-1.347	-1.259	0.000	-3.600	5.319	-6.853	3.221
4	44	10.395	-1.582	-1.669	0.000	-3.600	5.889	-6.321	3.112
5	45	9.854	-1.644	-2.047	0.000	-3.600	6.418	-5.821	3.160
6	46	9.339	-1.695	-0.479	0.000	-3.600	6.736	-7.393	2.908
7	47	9.223	-1.815	-0.565	0.000	-3.600	7.173	-7.463	2.953
8	48	9.106	-1.943	-0.652	0.000	-3.600	7.613	-7.525	2.999
9	49	8.988	-2.079	-0.739	0.000	-3.600	8.058	-7.582	3.047
10	50	8.870	-2.235	-0.816	0.000	-3.600	8.506	-7.620	3.106
11	51	8.751	-2.414	-0.894	0.000	-3.600	8.956	-7.632	3.167
12	52	8.631	-2.622	-0.971	0.000	-3.600	9.407	-7.615	3.230
13	53	8.509	-2.868	-1.048	0.000	-3.600	9.856	-7.555	3.295
14	54	8.385	-3.144	-1.125	0.000	-3.600	10.302	-7.459	3.361
15	55	8.259	-3.459	-1.200	0.000	-3.600	10.742	-7.315	3.427
16	56	8.130	-3.799	-1.273	0.000	-3.600	11.173	-7.138	3.493
17	57	7.997	-4.151	-1.345	0.000	-3.600	11.593	-6.939	3.555
18	58	7.861	-4.514	-1.414	0.000	-3.600	12.002	-6.719	3.615
19	59	7.721	-4.881	-1.481	0.000	-3.600	12.396	-6.485	3.670
20	60	7.578	-5.148	-1.547	0.000	-3.600	12.777	-6.348	3.712
21	61	7.432	-5.439	-1.611	0.000	-3.600	13.149	-6.177	3.754
22	62	7.284	-5.830	-1.673	0.000	-3.600	13.511	-5.894	3.799
23	63	7.132	-6.253	-1.731	0.000	-3.600	13.855	-5.562	3.841
24	64	6.976	-6.636	-1.787	0.000	-3.600	14.180	-5.260	3.874
25	65	6.817	-6.987	-1.840	0.000	-3.600	14.486	-4.977	3.898
26	66	6.654	-7.492	-1.889	0.000	-3.600	14.774	-4.519	3.928
27	67	6.486	-8.036	-1.933	0.000	-3.600	15.036	-4.000	3.953
28	68	6.312	-8.618	-1.971	0.000	-3.600	15.265	-3.417	3.971
29	69	6.133	-9.241	-2.004	0.000	-3.600	15.459	-2.766	3.981
30	70	5.946	-9.905	-2.029	0.000	-3.600	15.614	-2.044	3.983
31	71	5.753	-10.603	-2.047	0.000	-3.600	15.725	-1.253	3.974
32	72	5.551	-11.336	-2.057	0.000	-3.600	15.788	-0.392	3.955
33	73	5.342	-12.095	-2.058	0.000	-3.600	15.799	0.535	3.923
34	74	5.125	-12.874	-2.049	0.000	-3.600	15.754	1.522	3.878
35	75	4.900	-13.669	-2.031	0.000	-3.600	15.649	2.569	3.819
36	76	4.666	-14.461	-2.001	0.000	-3.600	15.481	3.658	3.743
37	77	4.423	-15.241	-1.960	0.000	-3.600	15.247	4.782	3.651
38	78	4.173	-15.986	-1.908	0.000	-3.600	14.945	5.918	3.541
39	79	3.914	-16.681	-1.844	0.000	-3.600	14.574	7.050	3.414
40	80	3.649	-17.300	-1.769	0.000	-3.600	14.135	8.153	3.268
41	81	3.379	-17.820	-1.683	0.000	-3.600	13.630	9.200	3.105
42	82	3.104	-18.210	-1.586	0.000	-3.600	13.062	10.155	2.925
43	83	2.826	-18.440	-1.480	0.000	-3.600	12.436	10.987	2.728
44	84	2.548	-18.488	-1.366	0.000	-3.600	11.760	11.664	2.518
45	85	2.272	-18.325	-1.245	0.000	-3.600	11.043	12.151	2.297
46	86	2.001	-17.931	-1.119	0.000	-3.600	10.298	12.419	2.068
47	87	1.739	-17.293	-0.991	0.000	-3.600	9.537	12.442	1.834
48	88	1.487	-16.409	-0.863	0.000	-3.600	8.775	12.210	1.600
49	89	1.250	-15.288	-0.738	0.000	-3.600	8.029	11.718	1.371
50	90	1.031	-13.954	-0.618	0.000	-3.600	7.312	10.980	1.151
51	91	0.831	-12.447	-0.506	0.000	-3.600	6.642	10.025	0.944
52	92	0.654	-10.821	-0.404	0.000	-3.600	6.030	8.897	0.755
53	93	0.501	-9.141	-0.313	0.000	-3.600	5.487	7.654	0.588
54	94	0.373	-7.476	-0.236	0.000	-3.600	5.020	6.363	0.443
55	95	0.268	-5.899	-0.171	0.000	-3.600	4.632	5.093	0.322
56	96	0.185	-4.471	-0.119	0.000	-3.600	4.321	3.910	0.226
57	97	0.123	-3.240	-0.080	0.000	-3.600	4.083	2.866	0.151
58	98	0.078	-2.234	-0.051	0.000	-3.600	3.908	1.996	0.097
59	99	0.047	-1.457	-0.031	0.000	-3.600	3.786	1.314	0.059
60	100	0.026	-0.894	-0.018	0.000	-3.600	3.706	0.812	0.034
61	101	0.014	-0.512	-0.009	0.000	-3.600	3.657	0.469	0.018
62	102	0.007	-0.272	-0.005	0.000	-3.600	3.628	0.250	0.009
63	103	0.003	-0.133	-0.002	0.000	-3.600	3.613	0.123	0.004
64	104	0.001	-0.059	-0.001	0.000	-3.600	3.605	0.055	0.002
65	105	0.001	-0.024	-0.000	0.000	-3.600	3.602	0.022	0.001
66	106	0.000	-0.011	0.000	0.000	-3.600	3.601	0.012	0.001

年末資産	年末V	年末資本
55.572	8.552	47.020
66.959	16.525	50.434
77.687	23.934	53.753
87.762	30.788	56.974
97.108	37.108	60.000
102.930	42.930	60.000
110.323	50.323	60.000
117.786	57.786	60.000
125.311	65.311	60.000
132.893	72.893	60.000
140.512	80.512	60.000
148.145	88.145	60.000
155.759	95.759	60.000
163.314	103.314	60.000
170.773	110.773	60.000
178.088	118.088	60.000
185.226	125.226	60.000
192.165	132.165	60.000
198.884	138.884	60.000
205.369	145.369	60.000
211.717	151.717	60.000
217.894	157.894	60.000
223.788	163.788	60.000
229.350	169.350	60.000
234.610	174.610	60.000
239.587	179.587	60.000
244.106	184.106	60.000
248.106	188.106	60.000
251.523	191.523	60.000
254.290	194.290	60.000
256.333	196.333	60.000
257.586	197.586	60.000
257.978	197.978	60.000
257.443	197.443	60.000
255.921	195.921	60.000
253.351	193.351	60.000
249.693	189.693	60.000
244.910	184.910	60.000
238.992	178.992	60.000
231.942	171.942	60.000
223.789	163.789	60.000
214.589	154.589	60.000
204.434	144.434	60.000
193.447	133.447	60.000
181.782	121.782	60.000
169.631	109.631	60.000
157.213	97.213	60.000
144.770	84.770	60.000
132.561	72.561	60.000
120.843	60.843	60.000
109.863	49.863	60.000
99.838	39.838	60.000
90.941	30.941	60.000
83.287	23.287	60.000
76.924	16.924	60.000
71.831	11.831	60.000
67.921	7.921	60.000
65.054	5.054	60.000
63.058	3.058	60.000
61.744	1.744	60.000
60.932	0.932	60.000
60.463	0.463	60.000
60.213	0.213	60.000
60.089	0.089	60.000
60.034	0.034	60.000
60.012	0.012	60.000
60.000	0.000	60.000

B社の収支(A社と同じ料率/純保V積立)							料率	利潤	
t	x	P収入	死亡支払	解約支払	変動費	固定費	投資収益	V繰入	単年収支
0	40	13.540	-0.780	0.000	-64.000	-3.600	4.412	-8.552	-55.636
1	41	12.175	-0.923	-0.331	0.000	-3.600	1.305	-7.973	0.654
2	42	11.554	-1.123	-0.813	0.000	-3.600	1.785	-7.409	0.394
3	43	10.961	-1.347	-1.259	0.000	-3.600	2.218	-6.853	0.120
4	44	10.395	-1.582	-1.669	0.000	-3.600	2.602	-6.321	-0.175
5	45	9.854	-1.644	-2.047	0.000	-3.600	2.938	-5.821	-0.320
6	46	9.339	-1.695	-0.479	0.000	-3.600	3.238	-7.393	-0.590
7	47	9.223	-1.815	-0.565	0.000	-3.600	3.639	-7.463	-0.581
8	48	9.106	-1.943	-0.652	0.000	-3.600	4.045	-7.525	-0.569
9	49	8.988	-2.079	-0.739	0.000	-3.600	4.455	-7.582	-0.556
10	50	8.870	-2.235	-0.816	0.000	-3.600	4.870	-7.620	-0.530
11	51	8.751	-2.414	-0.894	0.000	-3.600	5.288	-7.632	-0.501
12	52	8.631	-2.622	-0.971	0.000	-3.600	5.708	-7.615	-0.468
13	53	8.509	-2.868	-1.048	0.000	-3.600	6.130	-7.555	-0.431
14	54	8.385	-3.144	-1.125	0.000	-3.600	6.550	-7.459	-0.392
15	55	8.259	-3.459	-1.200	0.000	-3.600	6.966	-7.315	-0.348
16	56	8.130	-3.799	-1.273	0.000	-3.600	7.377	-7.138	-0.304
17	57	7.997	-4.151	-1.345	0.000	-3.600	7.779	-6.939	-0.259
18	58	7.861	-4.514	-1.414	0.000	-3.600	8.171	-6.719	-0.215
19	59	7.721	-4.881	-1.481	0.000	-3.600	8.553	-6.485	-0.173
20	60	7.578	-5.148	-1.547	0.000	-3.600	8.923	-6.348	-0.141
21	61	7.432	-5.439	-1.611	0.000	-3.600	9.287	-6.177	-0.108
22	62	7.284	-5.830	-1.673	0.000	-3.600	9.642	-5.894	-0.070
23	63	7.132	-6.253	-1.731	0.000	-3.600	9.983	-5.562	-0.032
24	64	6.976	-6.636	-1.787	0.000	-3.600	10.305	-5.260	-0.001
25	65	6.817	-6.987	-1.840	0.000	-3.600	10.611	-4.977	0.024
26	66	6.654	-7.492	-1.889	0.000	-3.600	10.901	-4.519	0.055
27	67	6.486	-8.036	-1.933	0.000	-3.600	11.166	-4.000	0.083
28	68	6.312	-8.618	-1.971	0.000	-3.600	11.400	-3.417	0.106
29	69	6.133	-9.241	-2.004	0.000	-3.600	11.601	-2.766	0.122
30	70	5.946	-9.905	-2.029	0.000	-3.600	11.763	-2.044	0.131
31	71	5.753	-10.603	-2.047	0.000	-3.600	11.882	-1.253	0.131
32	72	5.551	-11.336	-2.057	0.000	-3.600	11.953	-0.392	0.119
33	73	5.342	-12.095	-2.058	0.000	-3.600	11.971	0.535	0.095
34	74	5.125	-12.874	-2.049	0.000	-3.600	11.931	1.522	0.055
35	75	4.900	-13.669	-2.031	0.000	-3.600	11.830	2.569	-0.001
36	76	4.666	-14.461	-2.001	0.000	-3.600	11.662	3.658	-0.076
37	77	4.423	-15.241	-1.960	0.000	-3.600	11.423	4.782	-0.173
38	78	4.173	-15.986	-1.908	0.000	-3.600	11.111	5.918	-0.293
39	79	3.914	-16.681	-1.844	0.000	-3.600	10.722	7.050	-0.438
40	80	3.649	-17.300	-1.769	0.000	-3.600	10.257	8.153	-0.610
41	81	3.379	-17.820	-1.683	0.000	-3.600	9.715	9.200	-0.810
42	82	3.104	-18.210	-1.586	0.000	-3.600	9.098	10.155	-1.039
43	83	2.826	-18.440	-1.480	0.000	-3.600	8.410	10.987	-1.297
44	84	2.548	-18.488	-1.366	0.000	-3.600	7.656	11.664	-1.585
45	85	2.272	-18.325	-1.245	0.000	-3.600	6.844	12.151	-1.902
46	86	2.001	-17.931	-1.119	0.000	-3.600	5.985	12.419	-2.245
47	87	1.739	-17.293	-0.991	0.000	-3.600	5.089	12.442	-2.614
48	88	1.487	-16.409	-0.863	0.000	-3.600	4.171	12.210	-3.004
49	89	1.250	-15.288	-0.738	0.000	-3.600	3.244	11.718	-3.414
50	90	1.031	-13.954	-0.618	0.000	-3.600	2.323	10.980	-3.839
51	91	0.831	-12.447	-0.506	0.000	-3.600	1.422	10.025	-4.276
52	92	0.654	-10.821	-0.404	0.000	-3.600	0.553	8.897	-4.721
53	93	0.501	-9.141	-0.313	0.000	-3.600	-0.273	7.654	-5.172
54	94	0.373	-7.476	-0.236	0.000	-3.600	-1.050	6.363	-5.627
55	95	0.268	-5.899	-0.171	0.000	-3.600	-1.776	5.093	-6.085
56	96	0.185	-4.471	-0.119	0.000	-3.600	-2.452	3.910	-6.547
57	97	0.123	-3.240	-0.080	0.000	-3.600	-3.083	2.866	-7.014
58	98	0.078	-2.234	-0.051	0.000	-3.600	-3.679	1.996	-7.490
59	99	0.047	-1.457	-0.031	0.000	-3.600	-4.250	1.314	-7.977
60	100	0.026	-0.894	-0.018	0.000	-3.600	-4.808	0.812	-8.481
61	101	0.014	-0.512	-0.009	0.000	-3.600	-5.367	0.469	-9.005
62	102	0.007	-0.272	-0.005	0.000	-3.600	-5.935	0.250	-9.555
63	103	0.003	-0.133	-0.002	0.000	-3.600	-6.524	0.123	-10.133
64	104	0.001	-0.059	-0.001	0.000	-3.600	-7.139	0.055	-10.743
65	105	0.001	-0.024	-0.000	0.000	-3.600	-7.787	0.022	-11.389
66	106	0.000	-0.011	0.000	0.000	-3.600	-8.472	0.012	-12.071

年末資産	年末V	年末資本
9.572	8.552	1.020
18.199	16.525	1.674
26.002	23.934	2.068
32.975	30.788	2.187
39.120	37.108	2.012
44.622	42.930	1.692
51.425	50.323	1.102
58.307	57.786	0.522
65.263	65.311	-0.047
72.289	72.893	-0.604
79.378	80.512	-1.134
86.510	88.145	-1.635
93.656	95.759	-2.103
100.779	103.314	-2.535
107.846	110.773	-2.926
114.814	118.088	-3.275
121.648	125.226	-3.578
128.327	132.165	-3.838
134.831	138.884	-4.053
141.143	145.369	-4.226
147.350	151.717	-4.367
153.419	157.894	-4.476
159.243	163.788	-4.545
164.773	169.350	-4.577
170.032	174.610	-4.578
175.033	179.587	-4.555
179.607	184.106	-4.500
183.689	188.106	-4.417
187.212	191.523	-4.311
190.101	194.290	-4.189
192.275	196.333	-4.058
193.659	197.586	-3.927
194.170	197.978	-3.808
193.730	197.443	-3.713
192.263	195.921	-3.657
189.693	193.351	-3.658
185.959	189.693	-3.734
181.003	184.910	-3.907
174.792	178.992	-4.200
167.304	171.942	-4.638
158.541	163.789	-5.248
148.531	154.589	-6.058
137.337	144.434	-7.097
125.052	133.447	-8.394
111.803	121.782	-9.980
97.750	109.631	-11.881
83.086	97.213	-14.127
68.030	84.770	-16.741
52.816	72.561	-19.745
37.684	60.843	-23.159
22.865	49.863	-26.998
8.564	39.838	-31.274
-5.054	30.941	-35.995
-17.880	23.287	-41.167
-29.870	16.924	-46.794
-41.048	11.831	-52.880
-51.506	7.921	-59.427
-61.386	5.054	-66.441
-70.872	3.058	-73.930
-80.164	1.744	-81.907
-89.457	0.932	-90.388
-98.931	0.463	-99.394
-108.736	0.213	-108.949
-118.992	0.089	-119.081
-129.790	0.034	-129.825
-141.201	0.012	-141.213
-153.285	0.000	-153.285

About the Valuation and Regulation of Valuation Reserve
from the Viewpoint of Solvency

SHIMADA Iwaki

In this paper I compared three levels of regulation — no regulation, the price regulation, and the valuation reserve regulation — with macro pricing method. And I have concluded that the regulation to the valuation reserves can secure solvency without the loss of consumers' utility.